

令和5年度第1回湧別町総合教育会議議案

日 時 令和6年1月18日（木）

午後4時00分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町総合教育会議

会 議 次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 協 議

(1) 協議第1号 部活動の地域移行について

(2) 協議第2号 学校等における暑さ対策について

(3) その他

5 閉 会

協議第1号

部活動の地域移行について

部活動の地域移行について、次のように協議するものとする。

記

別紙のとおり

令和6年1月18日提出

湧別町長 刈 田 智 之

部活動の地域移行について

少子化や学校における働き方改革を背景に、子ども達が将来にわたってスポーツや文化に継続して親しむ機会を確保するため、国ではこれまで学校教育の一環として行われてきた「学校部活動」を「地域クラブ活動」へ移行していくことが必要であるとし、具体的には本年度から令和7年度末までを改革推進期間と位置づけ、地域の実情に応じた地域連携及び地域移行を推進しています。

本町では、令和4年12月町議会定例会において「中学校部活動の地域移行」について一般質問があり、「国のガイドラインや、それに基づく北海道における推進計画を基本としながら、地域における新たなスポーツ・文化などに親しむ環境づくりのため、検討組織を速やかに立ち上げ、慎重に協議を進めてまいります。」と回答しております。

このため、本年度に湧別町の実態に即した部活動のあり方を検討するための検討委員会を設立し、部活動の地域移行について必要な協議を進めております。

1. 湧別町部活動地域移行検討委員会について

- ・令和5年9月7日に要綱制定（別紙要綱）
- ・令和5年10月26日に委員委嘱（別紙委員名簿）
- ・令和5年11月30日に第1回検討委員会を開催
「国や道の推進方針」「町内における部活動の現状」「町内におけるスポーツ・文化活動の現状」などについて情報共有
- ・令和6年2月13日に第2回検討委員会を開催予定
「地域移行における課題と対策」「地域移行の取組方針」などについて協議予定
*同日に北海道アドバイザー派遣制度による講演会を開催予定

湧別町部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 湧別町立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒が、将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、湧別町部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査、研究及び情報収集に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る取組方針及び運営体制に関すること。
- (3) その他部活動の地域移行に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから湧別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、無報酬とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

湧別町部活動地域移行検討委員会委員名簿 (◎委員長 ○副委員長)

任期：令和5年10月26日～令和8年3月31日

No	区分	住所	氏名	役職等
1	1号委員 (学校教育関係者)	湧別町錦町 266 番地の 2	杉山 英司	ゆうべつ学園校長
2		湧別町北兵村一区 592 番地の 1	綾部 雅一	上湧別中学校校長
3		湧別町芭露 450 番地の 1	川上 智広	芭露学園校長
4		湧別町中湧別南町 844 番地の 1	高野 龍彦	湧別高等学校校長
5		湧別町中湧別南町 915 番地	早川 大介	中湧別小学校校長
6		湧別町錦町 266 番地の 2	豊原 隆之	ゆうべつ学園教頭
7		遠軽町西町 3 丁目 4 番地 25	豊田 修司	上湧別中学校教諭
8		湧別町芭露 450 番地の 1	藤井 陽平	芭露学園教諭
9	2号委員 (スポーツ・文化活動関係者)	湧別町中湧別南町 902 番地の 1	◎黒川 隆	体育協会会長
10		湧別町北兵村一区 97 番地の 35	下田 英人	スポーツ少年団本部長
11		湧別町北兵村三区 513 番地の 13	牧村 宣幸	スポーツ少年団事務局長
12		湧別町栄町 145 番地	畠山 智光	野球少年団指導者 (湧別マリナーズ)
13		湧別町上湧別屯田市街地 53 番地の 26	兼田 真一	サッカー少年団指導者 (FC Miragross Jr.)
14		湧別町錦町 186 番地の 14	石川 克巳	スポーツ推進委員長
15		湧別町中湧別南町 1011 番地の 14	片岡 幸生	文化連盟理事 上湧別吹奏楽団代表
16	3号委員 (有識者)	湧別町登栄床 349 番地	○工藤 雄希峰	社会教育委員
17		湧別町栄町 35 番地の 16	遠藤 道代	ゆうべつ学園 P T A 会長
18		湧別町中湧別北町 3018 番地の 37	小島 友子	上湧別中学校 P T A 役員

2. 湧別町の部活動の状況について

(R6. 1. 1 現在)

各中・義務教育学校においては、部活動を通じて体力の向上や豊かな人間性及び社会性の育成等を目的として取り組んでいるところですが、近年、少子化の進行による生徒数の減少に伴い、部活動の存続が困難な状況が見られ、各中・義務教育学校では、合同チームの編成による大会への参加や部の廃止を余儀なくされている状況があります。

そのため、湧別町教育委員会では、町内の各中・義務教育学校と連携し、現在ある運動部活動の環境を最大限活用できるシステムを構築することにより、生徒が可能な限り希望する部活動での活動を行うことができるように、平成31年度より、生徒が町内の他の中・義務教育学校における部活動に参加する「学校間連携方式」（以下「オール湧別方式」という）を導入しました。

これは、自分の学校に希望する部活動が無い場合に、町内の他の中・義務教育学校の部活動で活動し練習や試合に参加することができないか、その可能性を探るものであり、小学生の時に少年団活動で行っていた競技を「中・義務教育学校でも実施したい」等、できるだけ生徒が希望する種目の部活動に参加することができるよう、「オール湧別方式」による取り組みを進めています。

また、吹奏楽部についても、令和2年度より「オール湧別」により活動を行うことができる体制を構築しています。令和2・3・4・5年度とも、芭露学園からの参加生徒がいなかったため、結果的には、上湧別中学校とゆうべつ学園の「合同チーム」として各種大会への参加や定期演奏会等を実施しています。

オール湧別の課題としては、練習参加時の移動手段が挙げられます。週末に行われる公式戦ではスクールバスによる送迎を行っていますが、平日の練習参加時は保護者による送迎で活動を行っている状況です。（一部路線では、町営バスでの移動も可能としている）

また、少子化による生徒数やチーム数の減少、合同チーム編成の増加等の課題については、中体連においても協議を重ねており、解消策として、部活動ごとに拠点校を定めた上で、複数の学校が拠点校の活動に参加する方式「拠点校方式」の実施について検討し、オホーツク中体連の申し出によると、令和6年度より実施する予定となっています。

1) ゆうべつ学園

○野球部	部員	7年0人、8年4人、9年0人	計	4人
○男子バスケットボール部	部員	7年1人、8年6人、9年0人	計	7人
○女子バレーボール部	部員	7年7人、8年6人、9年0人	計	13人
○陸上部	部員	7年1人、8年0人、9年1人	計	2人
○吹奏楽部	部員	7年5人、8年9人、9年0人	計	14人

※陸上部以外の9年生は活動を終了している

★オール湧別（後期 R5.8～）の状況

受入校として：野球部（芭露学園8年生1名が参加）

※陸上部は、9年生のみであるため後期の受入は行わない

参加者として：上湧別中学校サッカー部に7年生1名が参加

※前期までは、上湧別中学校女子バスケットボール部に9年生1名が参加

2) 上湧別中学校

○野球部	部員	1年0人、2年1人、3年0人	計	1人
○サッカー部	部員	1年1人、2年2人、3年0人	計	3人
○男子バスケットボール部	部員	1年4人、2年5人、3年0人	計	9人
○女子バスケットボール部	部員	1年3人、2年4人、3年0人	計	7人
○女子バレーボール部	部員	1年0人、2年3人、3年0人	計	3人
○ソフトテニス部	部員	1年4人、2年6人、3年0人	計	10人
○吹奏楽部	部員	1年3人、2年1人、3年0人	計	4人

※3年生は活動を終了している

★オール湧別（後期 R5.8～）の状況

受入校として：サッカー部（ゆうべつ学園7年生1名が参加）

女子バスケットボール部（参加者なし）

ソフトテニス部（参加者なし）

参加者として：なし

3) 芭露学園

○バドミントン部	部員	7年2人、8年2人、9年0人	計	4人
○文化部	部員	7年1人		

※9年生は活動を終了している

★オール湧別（後期 R5.8～）の状況

参加者として：ゆうべつ学園野球部に8年生1名が参加

4) 中湧別小学校

○金管バンド	部員	2年5人、3年1人、4年9人、5年2人、6年3人	計	20人
--------	----	--------------------------	---	-----

協議第2号

学校等における暑さ対策について

学校等における暑さ対策について、次のように協議するものとする。

記

別紙のとおり

令和6年1月18日提出

湧別町長 刈 田 智 之

学校等における暑さ対策について

昨年度は、本道全域に熱中症警戒アラートが発令され、暑さを理由とした臨時休業等が初めて行われるなど、暑さ対策について、これまで例のない対応が求められた。これを受け、道立学校においては長期休業日に関する規則が改正され、令和6年度から夏季休業日と冬季休業日の総日数を変更し、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど、柔軟な学校運営が行えるようになった。

本町においては、令和7年度より町内全ての学校が義務教育学校となり、普通教室等においては、冷房設備が完備されることから、学校等における暑さ対策については下記のとおり対応する。

1. 熱中症警戒アラート発令状況について

冷涼な本道でも真夏日・猛暑日が増加しており、5月に十勝管内では熱中症の集団発生事案が複数発生したほか、8月には初めて熱中症警戒アラートが道内全域で発令。連日の猛暑で教室が高温となり、多くの学校で臨時休業や下校時間の繰り上げを実施する異例の事態となった。

オホーツク管内での警戒アラート発令回数は全4回であり、うち、8月23日には危険を示す数値が発令されたことから、上湧別地区小学校4校を臨時休業とした。

オホーツク管内における熱中症警戒アラート発令

31～35℃（嚴重警戒） 3回発令

35℃以上（危険） 8/23 発令 = 町内臨時休業実施日

2. 湧別町立学校長期休業日数について

湧別町学校管理規則が定める休業日数

夏季休業日：7月20日から8月19日まで 23日間

冬季休業日：12月20日から翌年1月19日まで 23日間

学期間休業日：4日以内 合計50日

令和5年度休業期間

学校名	夏季休業期間		冬季休業期間		総日数
上湧別小学校	7/25～8/16	23日	12/27～1/18	23日	46日
中湧別小学校	7/25～8/16	23日	12/26～1/17	23日	46日

開盛小学校	7/26～8/17	23日	12/26～1/17	23日	46日
富美小学校	7/26～8/17	23日	12/26～1/17	23日	46日
上湧別中学校	7/25～8/16	23日	12/23～1/14	23日	46日
ゆうべつ学園	7/25～8/16	23日	12/23～1/15	24日	47日
芭露学園	7/25～8/16	23日	12/23～1/15	24日	47日

その他長期休業日：学年末休業日 3月25日から3月31日まで

3. 湧別町立学校冷房設備（扇風機等）設置状況について

上湧別小学校：保健室1、PC室1（気化式冷風機2、各教室扇風機数台）

中湧別小学校：保健室1、PC室1（気化式冷風機2、各教室扇風機数台）

開盛小学校：保健室1、PC室1（気化式冷風機1、各教室扇風機数台）

富美小学校：保健室1（気化式冷風機1、各教室扇風機数台）

上湧別中学校：教科教室7、特別支援3、特別教室1、保健室1、職員室2、校長室1（気化式冷風機2、扇風機数台）

ゆうべつ学園：普通教室9、特別支援6、通級3、多目的教室3、特別教室2、保健室1、職員室1、校長室1（気化式冷風機2、扇風機数台）

芭露学園：普通教室7、特別支援2、特別教室2、学習室2、保健室1、職員室2、校長室1（気化式冷風機2、扇風機数台）

4. 湧別町立学校における今後の対応について

① 湧別町学校管理規則の一部改正は行わない（休業日数の延長）。

理由1：令和7年4月上湧別地区義務教育学校開校に伴い町内全ての学校で冷房設備が整うこと。

理由2：冬季間の吹雪等臨時休校への対応や季節性感染症、新型コロナウイルス感染症など緊急時対応による授業時数の確保を目的とすること。

② 通常授業日に熱中症警戒アラートが発生されたときは、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、学校長の判断により、臨時休業を実施する。

ただし、登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。